

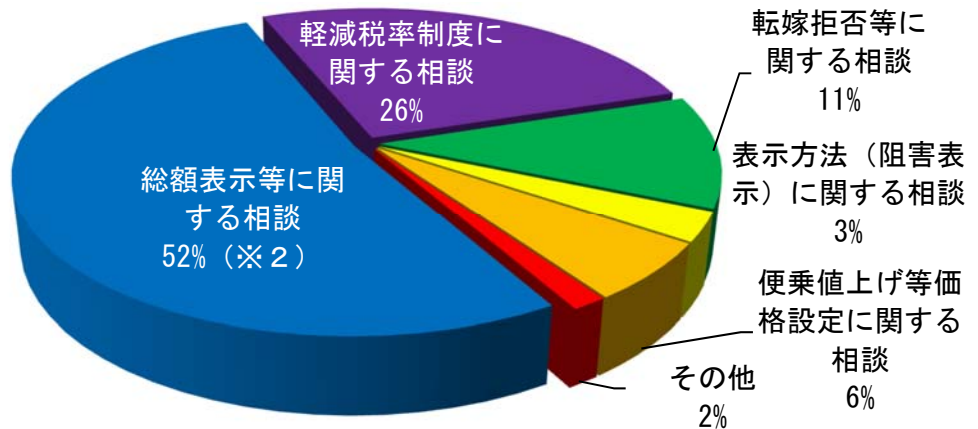
総合相談センター（消費税価格転嫁等総合相談センター）
の相談対応状況（令和元年9月分）

総合相談センターの相談対応状況（令和元年9月（9/1～9/30））は以下のとおり。

1 相談件数

9月の相談件数：電話2,646件、メール175件

【相談内容（全2,821件）の内訳（※1）】



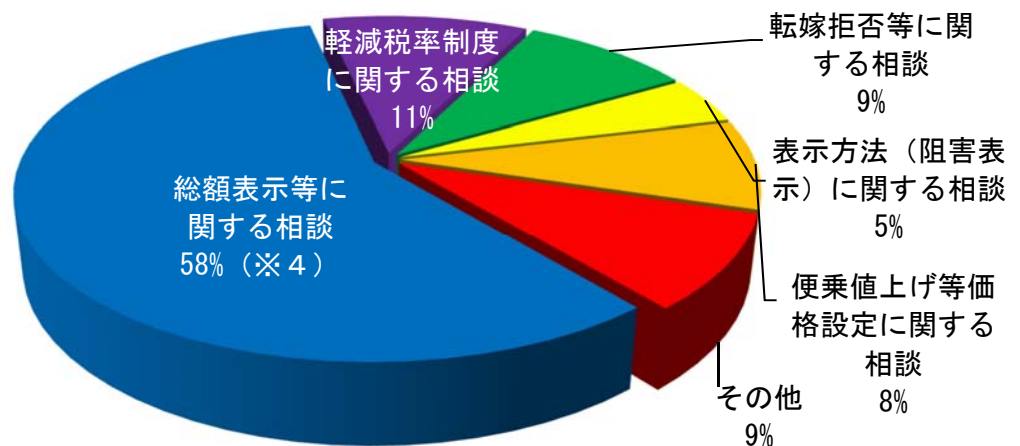
※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は1件

※2 うち総額表示に関する相談が6%、消費税一般に関する相談が94%

<参考> 平成25年10月から令和元年9月までの累計の相談件数

電話25,967件、メール2,700件

【相談内容（全28,667件）の内訳（※3）】



※3 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は891件

※4 うち総額表示に関する相談が16%、消費税一般に関する相談が84%

2 相談例

○ 総額表示等に関する相談

Q. 自宅のリフォームを行うため、令和元年9月1日に、リフォーム業者と工事請負契約を結びましたが、消費税率が10%で計算された金額を請求されました。リフォーム工事が終了し、引渡しを受けるのが令和元年10月1日以降になりますが、消費税率は10%となるのでしょうか。

A. 消費税の適用税率の判定は、その資産の譲渡等がいつ行われたかにより行うこととなります。

請負等による資産の譲渡等は、物の引渡しを要する請負契約にあっては、その目的物の全部を完成して引き渡した日、物の引渡しを要しない請負契約にあっては、その約した役務の全部を完了した日に行われたこととなります。

したがって、ご質問のように、令和元年10月1日以降に引渡しを受ける場合は、新税率(10%)が適用されることとなります。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 令和元年5月に事業所に設置するエアコンの工事を契約し、同年9月30日に完了する予定でしたが、同年10月30日に遅延することになりました。当社としては、遅延の原因を取引先のミスによる納期の遅れと考えており、増税分2%を減額したいと考えていますが、問題となりますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法では、特定事業者(買手)が、平成26年4月1日以後に特定供給事業者(売手)から供給を受ける商品又は役務について、合理的な理由なく既に決められた対価から消費税率引上げ分の全部又は一部を事後的に減じて支払うことは、「減額」として問題となります。

消費税転嫁対策特別措置法上の「減額」とはならない合理的な理由がある場合としては、例えば、商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合等です。

したがって、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、引渡しが遅れ、10%の消費税率を適用した金額から相当と認められる範囲内で対価の額を減じる場合には、合理的な理由があると判断されますが、当該合理的な理由は特定事業者の側で説明する必要があります。

○ 表示方法(阻害表示)に関する相談

Q. 「2%還元」と表示した広告を出すことは問題となりますか。

A. 消費税転嫁対策特別措置法第8条では、「消費税サービス」や「消費税はいただきません。」等の、あたかも消費者が消費税を負担していないかのように誤認させるおそれのある表示を消費税の転嫁を阻害する表示として禁止しています。一方、「消費税」といった文言を含まない表現については、宣伝や広告の表示全体からみて消費税を意味することが客観的に明らかな場合でなければ、禁止される表示には該当しません。

したがって、広告に「2%還元」という表示をする際には、広告の表示全体からみて、消費者が消費税を負担していないかのように誤認させてしまう表示にならないよう、御留意ください。

○ 軽減税率制度に関する相談

Q. 当社は缶箱にお菓子を詰めた商品を販売していますが、容器の缶にはキャラクターがプリントされています。この商品は軽減税率の対象となりますか。

A. 飲食料品の販売に際し使用される包装材料等が、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものである時は、その包装材料等も含め「飲食料品の譲渡」に該当します。

飲食料品の販売に際して付帯するビニール袋、プラスチック容器、紙箱、缶箱等は、購入者によっては再利用されることがありますが、通常、販売者はこれらの包装材料等を、自らが販売する飲食料品の包装材料等以外の用途(以下「他の用途」という。)に再利用させることを前提として付帯しているものではないと考えられます。

このため、ご相談のような缶箱は、キャラクター等がプリントされたものであっても、基本的には、その販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものに該当し、その缶箱入りのお菓子の販売は、軽減税率の適用対象となります。

ただし、飲食料品の販売の際に付帯する包装材料等が、例えば、その形状や販売方法等から、装飾品、小物入れ、玩具等、顧客に他の用途として再利用させることを前提として付帯しているものは、通常必要なものとして使用されるものに該当せず、その商品は「一体資産」に該当しますので、御留意ください。

<相談窓口>

具体的な御相談については、総合相談センターで受け付けています。

○フリーダイヤル : 0120-200-040 (IP 電話を含む固定電話からおかけの場合)

○ナビダイヤル : 0570-200-123 (通話料金がかかります)

受付時間 9時～17時(土日祝日・年末年始を除く)

※令和元年10月は土曜日・日曜日・祝日も受け付けています。

○メール : (ホームページ上の専用フォーム) URL <https://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

(お問合せ先)

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話 : 03-3539-2609 (直通)

FAX : 03-3591-0160